

2011年12月8日

金融担当大臣

自見 庄三郎 殿

全国金融労働組合連合会

中央執行委員長 松木 静雄

中小企業金融円滑化のための要請

東日本大震災や「超円高」の中で、中小企業は厳しい状況におかれており、2012年3月末までの時限立法である中小企業金融円滑化法の再延長を求める声が広がっています。

そのような中で最近の金融検査では、金融円滑化法の幕引きを見越したかのように、経営改善計画との乖離などを理由として、少なくない中小企業融資が不良債権にランクダウンされ、金融機関は多額の引当を余儀なくされています。そのため職場では、中小企業からの「条件変更」の申し出に対し、積極的に応えることへ不安が生じています。経営改善がすすまないのは、内需が冷え切ったままの現在の経済環境にも大きな要因があり、個々の経営者の責任だけではありません。多くの中小企業は、厳しい経済環境の中で経営改善に努力しているのであり、それを金融機関が支援することを困難にするような金融検査は、企業倒産を確実に増やすこととなります。

また、地域金融機関の「中核的自己資本」の最低比率を現行の2倍に相当する4%前後に引き上げる方向で、貴庁が調整しているとの報道もあります(9月22日付日経)。このような引き上げが行われれば、比率を上げるため金融機関が貸出の抑制・圧縮に動くことが懸念されます。

私たちは、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、金融円滑化を一層すすめるため次の通り要請いたします。

記

1. 2012年3月末までの時限立法である中小企業金融円滑化法を再延長すること。
2. 厳しい状況に置かれている中小・零細企業への経営支援を困難にするような、「条件変更先」を不良債権にランクダウンさせる最近の金融検査を改めること。
3. 地域金融機関に対する「中核的自己資本」の最低比率の引き上げを行わないこと。

以上